

健保だより

2022
AUTUMN

第 421 号

ご家庭にお持ち帰りになって みなさんでお読みください。

50 周年記念号



新潟県 当間高原のコスモスの花畑 / 提供: アマナ

理事長あいさつ	2
年表とグラフで見る50年のあゆみ	3-8
令和4年10月から変わる健康保険制度について	9
令和3年度 決算のお知らせ	10-11
家庭常備薬の斡旋のご案内	12
インフルエンザ予防接種費用補助事業のご案内	13
オンライン禁煙プログラム	14
ドクターがズバリ答える	15
にっぽんウォーキング旅 (鳥取市)	16-17
被扶養者の資格調査 (検認) を実施します	18
「リフィル処方箋」が導入	19
知って納得健康保険	20-21
ココロメンテ通信	22
ホームページリニューアル	23
「歯周病リスク検査」のご案内	24

ホームページも
ご活用ください!



<https://www.marubenirengo-kenpo.jp/>

丸紅連合健康保険組合

検索

▶▶▶ 届出・請求書のダウンロード ◀◀◀

お手元のプリンターから必要な書類を取り出すことができます。
ぜひご活用ください!

丸紅連合健康保険組合

設立 50 周年を迎えて



理事長
田中 孝憲

仲秋の候、皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、当健康保険組合は、本年8月1日をもちまして、設立50周年を迎えることができました。これもひとえに、事業主と加入者の皆さまのご理解とご協力、並びに関係各位のご指導とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

顧みますと、当健康保険組合は丸紅グループ関連会社の健康保険を管掌する「丸紅連合健康保険組合」として、事業所数42社・被保険者約6,400名の規模をもって昭和47年8月1日に発足し、設立50年を迎えた現在は、事業所数61社・被保険者約12,200名の規模となりました。

また、設立以来、当健康保険組合は我が国の皆保険制度の一翼を担うとともに、被保険者とそのご家族の健康づくり・疾病予防などの保健事業の推進に取り組んでまいりました。

近年の健康保険組合を取り巻く環境は、少子高齢化、医療技術の進歩・高度化等により増加の一途を辿る医療費と高齢者医療制度を支えるために課される過重な納付金により、健保財政は大変厳しい状況になっています。特に高齢者医療制度を支えるための納付金は、団塊の世代が75歳を迎え始める令和4年以降は、高齢者医療費の急増に伴い更なる増加が見込まれ、健保財政が危機的状況に陥ることが懸念されています。加えて、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、社会経済は大きなダメージを受け続けており、健保財政への影響は避けられない状況にあります。

このような厳しい状況下ではありますが、当健康保険組合は加入者の皆さまの健康を守るため、特定健診、特定保健指導をはじめとした効果的な保健事業を展開し、これまで以上に積極的なサポートに努めてまいり所存です。皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆さまがこれからも健康で明るく過ごされますとともに、加入事業所のますますのご発展を心からお祈りいたしまして、設立50周年のごあいさつとさせていただきます。

歴代理事長

歴代理事長	氏名	事業所名	就任年月
初代理事長	吉川五郎	株式会社 加地鉄工所	昭和47年8月
2代理事長	野口泰三	日本興油株式会社	昭和52年2月
3代理事長	山内了一	株式会社 加地テック	平成2年9月
4代理事長	蔭山俊男	株式会社 加地テック	平成6年9月
5代理事長	太田紀夫	株式会社 加地テック	平成10年9月
6代理事長	道願昌孝	株式会社 加地テック	平成12年9月
7代理事長	京田一良	丸紅情報システムズ株式会社	平成15年9月
8代理事長	要博明	丸紅テレコム株式会社	平成19年9月
9代理事長	浅原多加夫	丸紅テレコム株式会社	平成21年9月
10代理事長	志々目祐二	丸紅テレコム株式会社	平成26年2月
11代理事長	室住隆弘	MXモバイリング株式会社	平成29年7月
12代理事長	田中孝憲	MXモバイリング株式会社	令和3年7月

現行議員

役職名	氏名	事業所名	就任年月
理事長	田中孝憲	MXモバイリング株式会社	令和3年7月
常務理事	赤田力夫	丸紅連合健康保険組合	平成30年4月
理事	川野光一郎	丸紅エネックス株式会社	令和4年7月
//	宮内和広	日清丸紅飼料株式会社	令和2年11月
//	緒方和己	丸紅ファッションリンク株式会社	令和2年9月
//	福元史郎	丸紅メタル株式会社	平成30年9月
//	篠田貴央	株式会社 ウェルファムフーズ	平成30年9月
//	三浦寛之	株式会社 丸紅フットウェア	令和2年4月
議員(監事)	田中裕之	丸紅連合企業年金基金	令和3年4月
//	椎葉博一	ヤマトガワ株式会社	平成29年8月
議員	野村貴和紀	丸紅ロジスティクス株式会社	令和3年4月
//	友野吉二郎	電元社トーア株式会社	平成25年9月
//	井上淳	興亜工業株式会社	令和3年7月
//	上瀧彰	丸紅エアロスペース株式会社	令和4年4月
//	太田涼二	丸紅プラックス株式会社	平成28年9月
//	舩重定信	丸紅食料株式会社	令和4年4月
//	石井亜起人	丸紅都市開発株式会社	平成26年9月
//	久米英次	丸紅テツゲン株式会社	平成29年8月

年表で見る50年のあゆみ

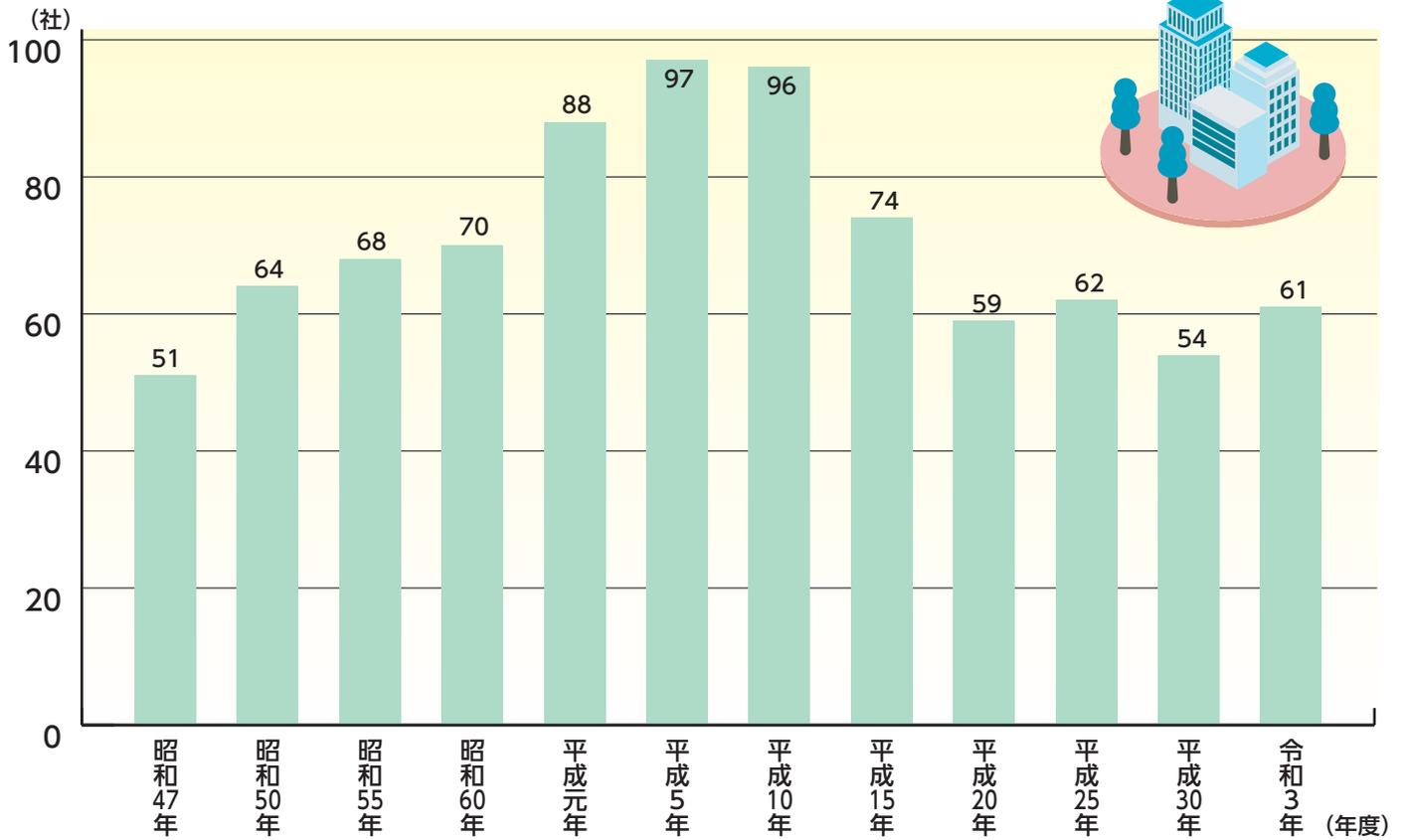
● 健康保険組合のあゆみ ● 健康保険制度関係		年 度	● 社会のうごき	
8月	●丸紅連合健康保険組合設立 (大阪市東区本町3丁目28番1号) ・吉川五郎氏 (株加地鉄工所) 初代理事長に就任 (事業所数42、被保険者数約6,400人、保険料率7.0%)	昭和47年 (1972)	1月 5月 11月	●グアム島で横井庄一元日本兵を救出 ●大阪南の千日デパートでビル火災、死者118人 ●沖縄日本復帰、沖縄県発足 ●中国からパンダ贈られる
1月 2月 9月 12月	●老人医療助成制度発足 (70歳以上医療費無料化) ●組合事務所移転 (大阪市東区本町3丁目3番地) ●健康保険法等の一部改正公布 (10月1日施行) ●通勤途上災害に労災保険適用	昭和48年 (1973)	10月 11月	●第1次オイルショック ●関門橋開通
3月	●保険料率引き上げ (7.0%→7.5%)	昭和49年 (1974)	7月 10月	●北の湖史上最年少 (21歳) で横綱に昇進 ●田中首相「金脈」問題化 ●佐藤栄作氏ノーベル平和賞受賞
2月	●歯科差額治療の苦情上がり問題化	昭和50年 (1975)	3月 4月	●山陽新幹線全線開通 ●ベトナム戦争終結
6月 8月 11月	●健康保険法一部改正 ・分娩費保障 10万円 ・埋葬料保障 5万円 ・標準報酬上限 32万円 ●高額医療費の負担限度額引上げ30,000円→39,000円 ●組合事務所移転 (大阪市東区安土町2丁目30番地)	昭和51年 (1976)	1月 8月 9月	●鹿児島で5つ子誕生 ●政府高官、ロッキード事件で逮捕 ●中国の毛沢東主席死去
2月 12月	●野口泰三氏 (日本興油(株)) 第2代理事長に就任 ●健康保険法一部改正 ・傷病手当金の支給期間1年6ヵ月に延長 ・初診時一部負担600円に ・入院時一部負担200円に ・標準報酬上限38万円に ・ボーナス特別保険料新設	昭和52年 (1977)	7月 8月 9月	●日本初の気象衛星「ひまわり」を打ち上げ ●北海道有珠山噴火 ●王貞治756号ホームランの世界新記録樹立
3月 11月 12月	●保険料率引き上げ (7.5%→8.0%) ●健保連、医療費通知運動開始 ●健保連の財政窮迫組合助成事業スタート	昭和53年 (1978)	1月 5月 6月 8月	●伊豆大島近海地震 ●成田に新東京国際空港開港 ●宮城県沖地震 ●日中平和友好条約調印
8月	●政管健保の昭和53年度決算17年ぶりに黒字 (累積赤字は1,300億円)	昭和54年 (1979)	1月 6月 7月	●初の国立大学共通一次試験実施 ●第2次オイルショック ●東京サミット開催 ●東名日本坂トンネル事故
		昭和55年 (1980)	6月 9月	●史上初の衆参同時選挙 ●イラン・イラク戦争勃発
3月 4月 10月	●保険料率引き上げ (8.0%→8.5%) ●健康保険法一部改正 ・埋葬料と家族埋葬料7万円に引上げ ・分娩費と配偶者分娩費15万円に引上げ ●標準報酬月額の上限引上げ (38万円～47万円の42等級に)	昭和56年 (1981)	3月 4月 10月	●神戸ポートアイランド博覧会が開幕 ●米国のスペースシャトル打ち上げ成功 ●福井謙一氏ノーベル化学賞受賞
8月 9月	●設立10周年を迎える (事業所数67、被保険者数約6,100人) ●高額療養費の負担限度額45,000円に引上げ	昭和57年 (1982)	2月 4月 6月 11月	●ホテルニュージャパニ火災 ●日航機羽田沖に墜落 ●500円硬貨発行 ●東北新幹線開通 ●上越新幹線開通 ●中曽根内閣成立
1月 2月	●高額療養費の負担限度額51,000円に引上げ ●老人保健法スタート	昭和58年 (1983)	4月 8月	●東京ディズニーランド開園 ●アキノ上院議員、フィリピンで暗殺
8月 10月	●健康保険法改正案、衆院本会議で可決 ●健康保険法一部改正 ・被保険者本人の自己負担1割に ・高額療養費の支給条件緩和 ・標準報酬月額上限引上げ47万円→71万円 ・退職者医療制度の創設	昭和59年 (1984)	3月 6月 7月 11月	●グリコ森永事件起こる ●日本人の平均寿命が男女ともに世界一に ●ロサンゼルスオリンピック開催 ●新一万円札、五千円札、千円札発行
4月	●健康保険法一部改正 ・分娩費最低保障引上げ15万円→20万円 ・埋葬料最低保障引上げ7万円→10万円	昭和60年 (1985)	1月 4月 8月 11月	●両国国技館完成 ●NTT、JT民営化スタート ●日航ジャンボ機御巣山に墜落 ●阪神タイガース、初の日本一に
3月 5月	●保険料率引き下げ (8.5%→8.3%) ●高額療養費自己負担限度額を54,000円に引上げ	昭和61年 (1986)	4月 5月 9月 11月	●チェルノブイリ原発事故発生 ●ダイアナ妃フィーバー ●土井たか子氏社会党初の女性党首に ●三原山が209年ぶりの大噴火
1月	●老人保健法一部改正 ・一部負担金 外来1ヵ月800円 入院1日400円 ・特定療養費および老人保健施設療養費の支給	昭和62年 (1987)	4月 7月 11月	●国鉄民営化、JR各社スタート ●世界の人口が50億人を突破 ●竹下内閣成立
12月	●健康保険組合事業運営基準改正	昭和63年 (1988)	3月 4月 6月 9月	●世界最長の青函トンネル開通 ●本州～四国間に瀬戸大橋開通 ●リクルート事件政治問題化 ●ソウルオリンピック開催

2月	●組合事務所住居表示変更(大阪市中央区安土町2丁目3番13号)	昭和64年 平成元年 (1989)	1月 4月 11月	●1月7日裕仁天皇崩御(87歳)、1月8日から「平成」に改元 ●消費税3%でスタート ●ベルリンの壁崩壊
5月	●老人保健制度の加入者按分率100%移行に伴い、当面の緩和措置として特別保健福祉事業費助成金の制度発足	平成2年 (1990)	4月	●大阪で国際花と緑の博覧会開催
6月	●老人福祉法など社会福祉八法改正が成立		6月	●礼宮文仁親王と川崎紀子さんご成婚
8月	●平成2年度老人保健拠出金、健保組合は1兆224億円		10月	●東西ドイツ統一
9月	●山内了一氏(楨加地テック)第3代理事長に就任		11月	●即位の礼
			12月	●TBS秋山豊寛記者が日本人初の宇宙飛行
2月	●老人保健制度改正案国会へ提出	平成3年 (1991)	1月	●湾岸戦争勃発
5月	●高額療養費自己負担限度額60,000円に引上げ		5月	●横綱千代の富士引退
			6月	●雲仙普賢岳大噴火、死亡31人
			11月	●宮沢内閣成立
1月	●老人保健法一部改正 ・一部負担金(物価スライド制) 外來1ヵ月1,000円、入院1日700円 ・公費負担の拡大	平成4年 (1992)	2月	●アルベールビル冬季オリンピック開催
3月	●保険料率引き下げ(8.3%→8.1%)		3月	●東海道新幹線「のぞみ」運転開始
4月	●健康保険法一部改正 ・分娩費最低保障額を24万円に引上げ ・出産手当金の支給期間延長		6月	●PKO法案国会成立
8月	●設立20周年を迎える(事業所数95、被保険者数約6,500人)		7月	●バルセロナオリンピック開催
10月	●健康保険法一部改正 ・標準報酬月額引上げ下限68,000円→80,000円、 上限71万円→98万円		9月	●毛利衛さん搭乗のスペースシャトル打上げ成功
4月	●医療法45年ぶり抜本的改正 特定機能病院・療養型病床群などを設ける	平成5年 (1993)	1月	●金丸前自民党副総裁、脱税容疑で逮捕
5月	●高額療養費自己負担限度額63,000円に引上げ		5月	●プロサッカー「Jリーグ」開幕
			6月	●浩宮皇太子殿下と小和田雅子さんご成婚
			7月	●北海道南西沖地震で死亡202人
9月	●蔭山俊男氏(楨加地テック)第4代理事長に就任	平成6年 (1994)	2月	●リレハンメル冬季オリンピック開催
10月	●健康保険法一部改正		9月	●関西国際空港開港
4月	●健康保険法一部改正 ・育児休業期間中の被保険者負担分保険料免除に	平成7年 (1995)	1月	●阪神淡路大震災発生
	●老人保健法一部改正 ・外來の自己負担額1,010円に		5月	●オウム真理教麻原代表、山梨県上九一色村で逮捕
10月	●入院時の食事にかかる標準負担額600円を760円に	平成8年 (1996)	1月	●若田光一さん搭乗のスペースシャトル打上げ成功
			2月	●将棋の羽生善治名人、史上初の七冠独占達成
			7月	●アトランタオリンピック開催
			12月	●病原性大腸菌O157の食中毒被害により死者続出 ●ペルー日本大使公邸人質事件勃発
9月	●健康保険法一部改正 ・被保険者本人の自己負担、1割から2割に ・外來の薬代に自己負担新設(6歳未満の者等は免除)	平成9年 (1997)	4月	●消費税、5%に引上げ
			7月	●ペルー日本大使公邸人質事件が解決
			8月	●香港、中国に返還される
			9月	●ダイアナ元英皇太子妃パリで事故死 ●マザー・テレサさん死去
9月	●太田紀夫氏(楨加地テック)第5代理事長に就任	平成10年 (1998)	2月	●郵便番号7桁制実施
10月	●健康保険法一部改正		4月	●長野冬季オリンピック開催 ●明石海峡大橋開通
4月	●老人保健法の一部改正	平成11年 (1999)	4月	●東京都知事選で石原慎太郎氏初当選
7月	●老人(70歳以上)の薬剤費の一部負担免除		5月	●感染症予防法実施
	●健保連が7月分の老人保健拠出金の期間限定の延納を呼びかけ		8月	●NATOのユーゴ空爆始まる ●国旗・国歌法案成立 ●通信傍受法案成立
4月	●介護保険法施行	平成12年 (2000)	3月	●北海道有珠山23年ぶりに噴火
9月	●道願昌孝氏(楨加地テック)第6代理事長に就任		4月	●小淵首相が病に倒れ、森連立内閣発足
12月	●健康保険法の一部改正 ・高額療養費自己負担額の引上げ ・老人医療に係わる一部負担金の引上げ		6月	●金大中韓国大統領と金正日北朝鮮総書記が首脳会談
			7月	●沖繩サミット開催
			9月	●シドニーオリンピック開催 ●三宅島噴火で全島民避難
1月	●老人保健一部負担金10%負担に ●食事療養費の標準負担額1日780円に	平成13年 (2001)	1月	●省庁統合により厚生省から厚生労働省に名称変更
			4月	●アメリカ合衆国第43代大統領に共和党のブッシュ氏が就任
			9月	●住友、さくら両銀行が合併、三井住友銀行が誕生
			12月	●小泉内閣発足 ●農水省は国内で初めて狂牛病感染の牛を確認 ●米国で同時多発テロが発生 ●雅子さま女児出産
8月	●設立30周年を迎える(事業所数75、被保険者数5,900人) ●健康保険法の一部改正 ・一部負担金、高額療養費、退職者被保険者等に係る老人医療費拠出金の見直し ・国保広域化等支援基金の創設	平成14年 (2002)	1月	●欧州単一通貨ユーロの現金流通始まる
			2月	●三和銀行と東海銀行が合併、UFJ銀行が誕生
			4月	●ソルトレーク冬季オリンピック開催
			5月	●第一勧銀、富士、興銀が合併、みずほ銀行が誕生
			9月	●サッカーW杯日韓共同開催
			10月	●小泉首相が北朝鮮の金正日総書記と会談 ●小泉改造内閣発足 ●ノーベル賞で日本初のダブル受賞
3月	●保険料率引き下げ(8.1%→7.3%)	平成15年 (2003)	3月	●大和銀行とあさひ銀行が合併、りそな銀行誕生
5月	●[医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針]が閣議決定		5月	●米英軍、イラクと開戦
9月	●健康増進法施行		7月	●個人情報保護法成立
10月	●京田一良氏(丸紅情報システムズ)第7代理事長に就任 ●組合事務所移転(大阪市中央区本町2丁目5番7号)		9月	●新型肺炎(SARS)が世界中で猛威 ●阪神タイガース18年ぶりのリーグ優勝
		平成16年 (2004)	4月	●東京メトロが誕生
			5月	●北朝鮮の拉致被害者家族が帰国
			8月	●アテネオリンピック開催
			9月	●第2次小泉改造内閣発足
			12月	●スマトラ沖でM9.0の大規模地震・津波発生

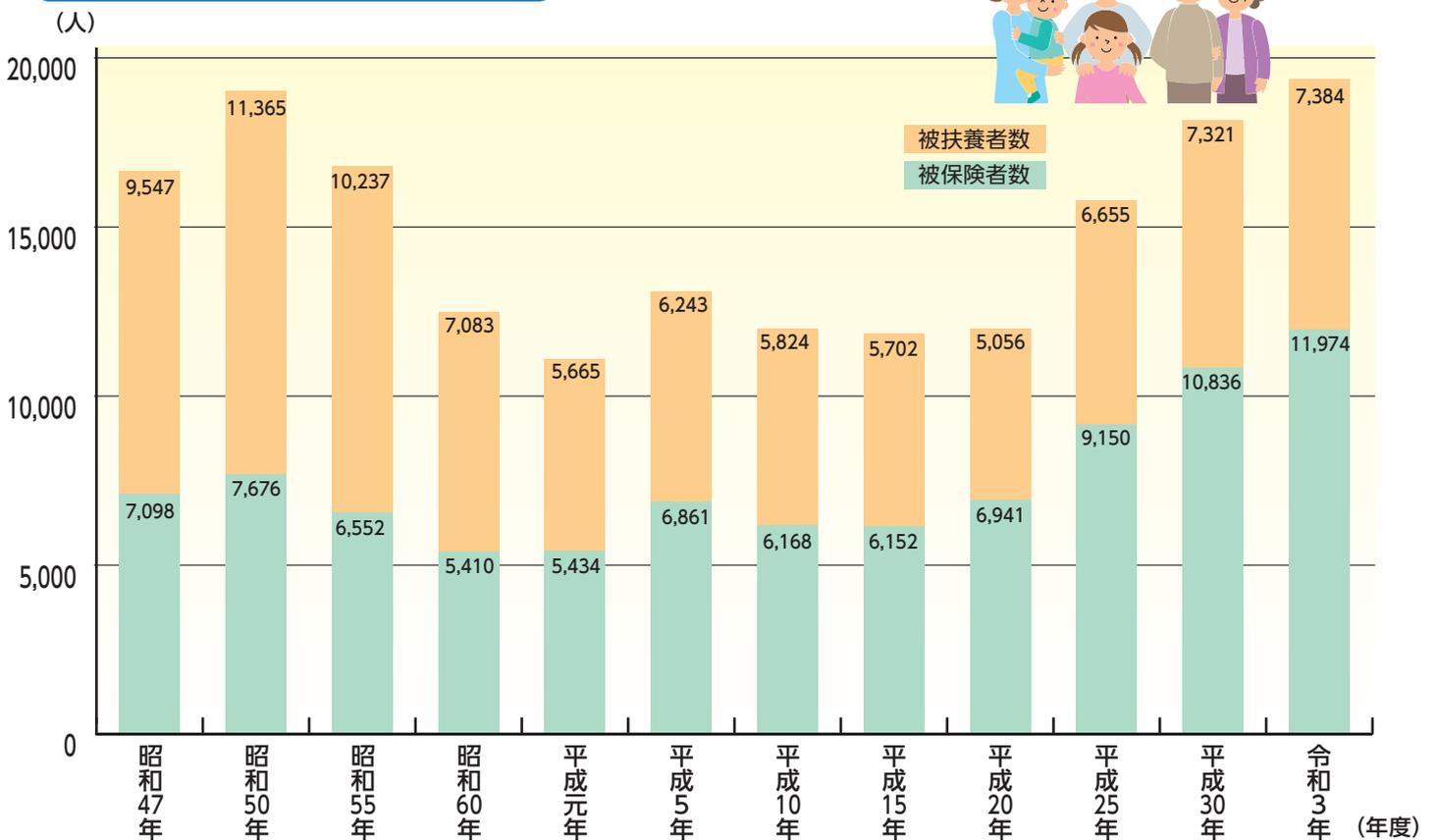
3月 6月	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料率引き下げ(7.3%→6.6%) ●介護保険等改正法成立 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防、リハビリテーションの推進 ・地域包括ケア、認知症ケアの確立 	平成17年 (2005)	3月 4月 7月 9月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ●愛知万博開催 ●J R福知山線脱線事故 ●ロンドン同時爆破テロ発生 ●第3次小泉内閣発足 ●紀宮さま結婚
3月 6月	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料率引き下げ(6.6%→6.4%) ●健康保険法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・現役並み所得の高齢者患者負担2割から3割に引上げ ・療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担見直し ・高額療養費の自己負担限度額引上げ ・出産育児一時金を30万円から35万円に引上げ 	平成18年 (2006)	1月 2月 3月 6月 9月	<ul style="list-style-type: none"> ●東京三菱銀行とUFJ銀行が合併、三菱東京UFJ銀行が誕生 ●トリノ冬季オリンピック開催 ●ワールド・ベースボール・クラシックで日本が優勝 ●鳥インフルエンザによる死者が世界で100人を超える ●サッカーW杯ドイツ大会開催 ●安倍内閣発足
3月 4月 9月	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料率引き下げ(6.4%→6.2%) ●健康保険法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金・出産手当金の支給率見直し ・70歳から74歳までの高齢者患者負担1割から2割に引上げ ・後期高齢者医療制度の創設 ・前期高齢者の医療費の財政調整制度の創設 ●要博明氏(丸紅テレコム株)第8代理事長に就任 	平成19年 (2007)	1月 7月 9月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛省が発足 ●新潟県中越沖地震発生 ●安倍首相が突然の辞意表明、福田内閣発足 ●郵政民営化スタート、日本郵政グループ発足
3月 4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ●介護療養型医療施設の廃止 ●老人保健制度廃止 ●後期高齢者医療制度創設 ●特定健診・特定保健指導実施 ●乳幼児の医療費2割負担を3歳未満から義務教育就学前までに拡大 ●退職者医療制度の対象年齢が65歳未満に変更 ●高額医療・高額介護合算制度の創設 ●組合ホームページ開設 ●全国健康保険協会(協会けんぽ)の設立 	平成20年 (2008)	7月 8月 9月 10月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ●全国のたばこ自販機に成人識別カードを導入 ●北海道洞爺湖サミット開催 ●北京オリンピック開催 ●アメリカ証券会社大手リーマン・ブラザーズが破綻 ●福田首相が辞意表明、麻生内閣が発足 ●日本人科学者4名がノーベル物理学賞と化学賞を受賞 ●アメリカ大統領選でオバマ氏当選
1月 9月 10月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ●出産育児一時金を38万円に引上げ ●浅原多加夫氏(丸紅テレコム株)第9代理事長に就任 ●出産育児一時金を42万円に引上げ ●直接支払制度の導入、受取代理制度廃止 ●健康保険証のカード化実施 	平成21年 (2009)	3月 6月 8月 9月	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回ワールド・ベースボール・クラシックで日本が2連覇 ●アメリカ大手自動車メーカー、クライスラーに続きGMも経営破綻 ●世界保健機関が新型インフルエンザの世界的大流行を宣言 ●マイケル・ジャクソン急死 ●衆議員解散総選挙、民主党圧勝 ●鳩山内閣発足
1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ●社会保険庁が廃止、日本年金機構発足 ●協会けんぽの保険料率を全国平均1,000分の93.4に引上げ 	平成22年 (2010)	6月	●小惑星探査機「はやぶさ」が帰還
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料率引き上げ(6.2%→7.2%) ●協会けんぽの保険料率を全国平均1,000分の95に引上げ 	平成23年 (2011)	3月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災、福島原発事故、死者・行方不明1万8千人以上、建物の全壊・半壊39万戸以上、地震による津波が大惨事をもたらす ●サッカー女子ワールドカップで「なでしこジャパン」が初優勝
3月 8月	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料率引き上げ(7.2%→8.0%) ●協会けんぽの保険料率を全国平均1,000分の100に引上げ ●設立40周年を迎える(事業所数58、被保険者数約7,700人) ●社会保険・税一体改革関連法案が成立 	平成24年 (2012)	5月 8月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ●129年ぶりに金環日食を観測 ●東京スカイツリー開業 ●ロンドンオリンピック開催 ●衆院選で民主党惨敗、自公連立へ政権交代
4月 5月	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診・特定保健指導第2期スタート ●健康保険法等一部改正法成立 ●マイナンバー法成立 	平成25年 (2013)	1月 9月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ●アベノミクス始動異次元緩和で円安株高 ●2020年夏季オリンピック東京開催決定 ●特定秘密保護法成立
2月 3月 4月 7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ●志々目祐二氏(丸紅テレコム株)第10代理事長に就任 ●保険料率引き上げ(8.0%→8.4%) ●日本再興戦略にデータヘルス計画を織り込む ●産前産後休業中の保険料免除開始 ●プログラム法による社会保障制度改革推進会議がスタート ●組合ホームページリニューアル 	平成26年 (2014)	8月 9月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ●広島で土砂災害74人死亡 ●御嶽山噴火、57人死亡6人不明 ●錦織圭テニス全米準優勝 ●LED開発で日本人3人ノーベル物理学賞受賞
3月 4月 5月 7月 8月	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料率引き上げ(8.4%→9.0%) ●データヘルス計画開始 ●健康保険法施行令等一部改正 ●医療保険制度改革関連法成立 ●組合事務所移転(大阪市北区堂島浜1丁目2番1号) ●日本健康会議設立 ●後期高齢者支援金の全面総報酬の導入 	平成27年 (2015)	9月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ●ラグビーW杯で南アフリカに歴史的勝利 ●大村智教授ノーベル医学生理学賞受賞
2月 3月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険制度改革 ●保険料率引き上げ(9.0%→9.3%) ●短時間労働者の被用者保険適用拡大 ●マイナンバー取得開始 	平成28年 (2016)	2月 4月 5月 8月	<ul style="list-style-type: none"> ●日銀マイナス金利を初導入 ●熊本地震災害死者150人超 ●オバマ米大統領歴史的広島訪問 ●リオ五輪過去最多の41個のメダル
4月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ●介護納付金総報酬制導入 ●室住隆弘氏(MXモバイリング株)第11代理事長に就任 	平成29年 (2017)	2月 6月	<ul style="list-style-type: none"> ●森友・加計日報問題政権を揺るがす ●「共謀罪法」成立 ●将棋藤井聡太四段29連勝
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診・特定保健指導第3期スタート ●介護保険法改正 ●データヘルス計画第2期スタート 	平成30年 (2018)	7月 9月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ●西日本豪雨災害死者220人超 ●大坂なおみテニス全米オープン優勝 ●日産ゴーン会長逮捕 ●本庶氏ノーベル医学生理学賞受賞
1月 4月 5月 8月	<ul style="list-style-type: none"> ●あんま・針灸療養費に受領委任制度導入 ●婦人科健診補助(乳がん・子宮がん検診補助金)新設 ●地域医療構想策定 ●健康保険法等一部改正法成立 ●改正年金機能強化法施行 	令和元年 (2019)	5月 6月 7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ●天皇陛下が即位「令和」に改元 ●G20サミットが大坂で開催 ●探査機「はやぶさ2」小惑星リュウグウに着地成功 ●仁徳天皇陵等大阪古墳群が世界遺産 ●消費税率10%に引き上げ ●ラグビーW杯日本大会日本8強
4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ●機関誌リニューアル(「笑顔」→「健保だより」) ●健康保険法改正 	令和2年 (2020)	3月 9月	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス世界に蔓延 ●東京オリンピック一年延期 ●安倍首相連続在任歴代1位 ●将棋藤井聡太棋士最年少二冠(棋聖・王位) ●安倍内閣→菅内閣へ
7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ●田中孝憲氏(MXモバイリング株)第12代理事長に就任 ●マイナンバーカードの保険証利用開始 	令和3年 (2021)	7月 10月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ●東京オリンピック開催 ●岸田内閣発足 ●大谷翔平メジャーリーグMVP
1月 8月	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険法改正 ●設立50周年を迎える 	令和4年 (2022)	2月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ●ロシアのウクライナ侵攻 ●安倍元首相銃撃事件

グラフで見る50年のあゆみ

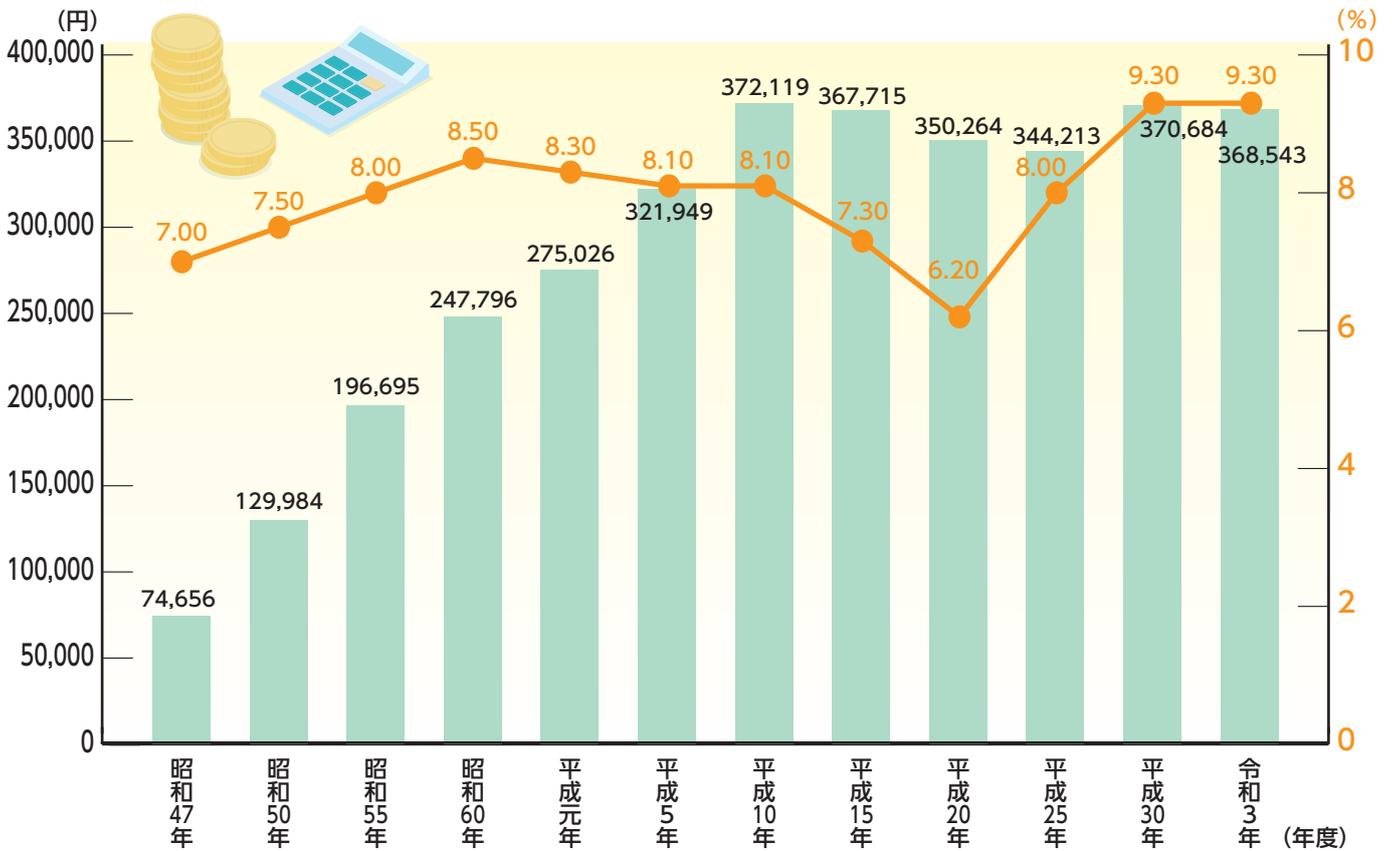
加入事業所の推移



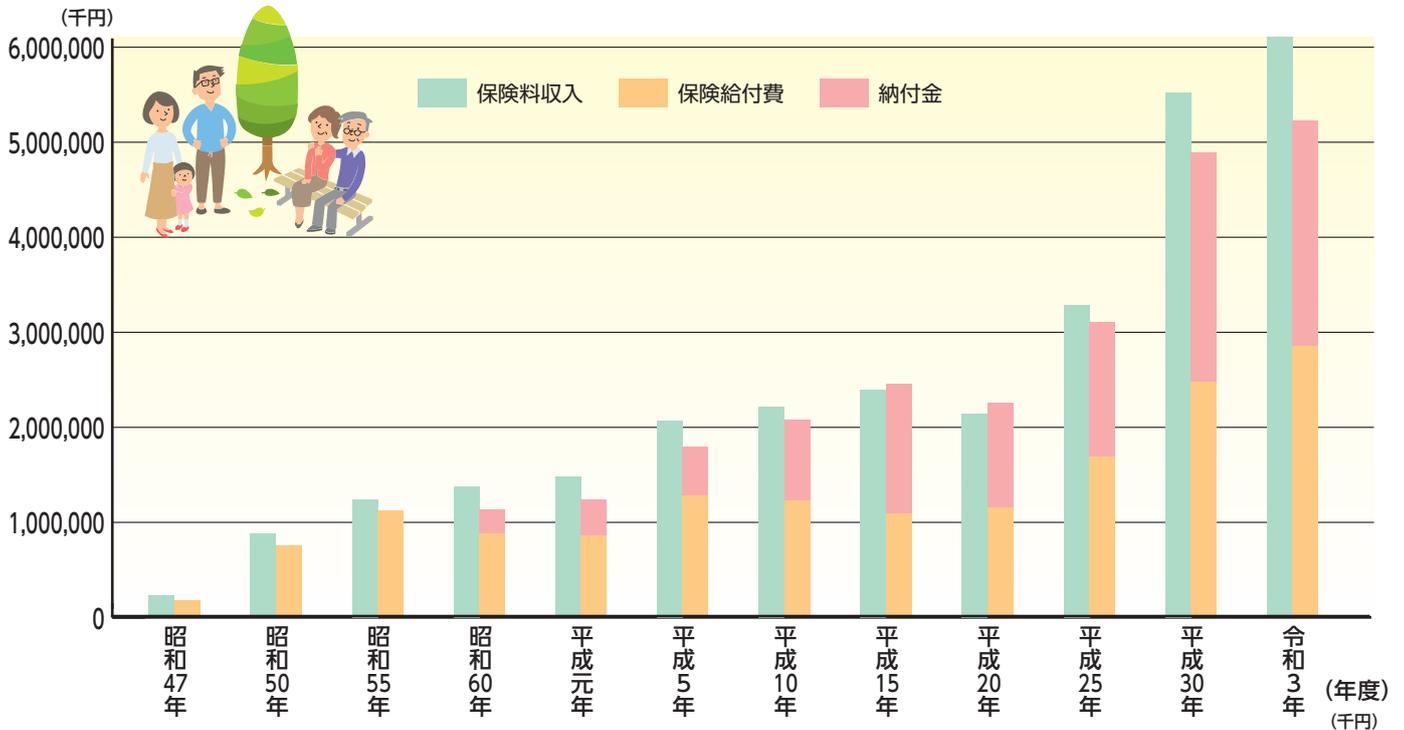
被保険者数・被扶養者数の推移



平均標準報酬月額・保険料率の推移



被保険者数・保険料収入と保険給付費・納付金の推移



	昭和47年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和3年
保険料収入	229,747	879,396	1,243,067	1,380,637	1,479,607	2,070,079	2,220,538	2,396,847	2,141,556	3,286,725	5,520,901	6,046,265
保険給付費	171,303	751,082	1,116,776	874,029	855,743	1,276,117	1,221,822	1,094,710	1,148,699	1,690,019	2,478,996	2,830,891
納付金	—	—	—	258,350	384,520	521,822	858,411	1,363,350	1,107,107	1,426,368	2,419,697	2,415,526

令和4年
10月から変わる

健康保険制度について ご案内します



給付と負担のバランスを確保しつつ、すべての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築を目指して、健康保険制度の見直しが進められています。

令和4年10月から施行される主な制度改正をご案内します。

主な改正の内容

① 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 施行：令和4年10月1日

令和4年10月から段階的に、社会保険の加入対象となる企業の範囲が拡大され、一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます。現在は、従業員数501人以上の企業が社会保険の加入対象ですが、令和4年10月からは従業員数101人以上の企業が対象となります。また、令和6年10月からは従業員数51人以上の企業も対象となります。

なお、新たに加入対象となるのは、下記の4つの条件をすべて満たすパート・アルバイト等の方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2ヵ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

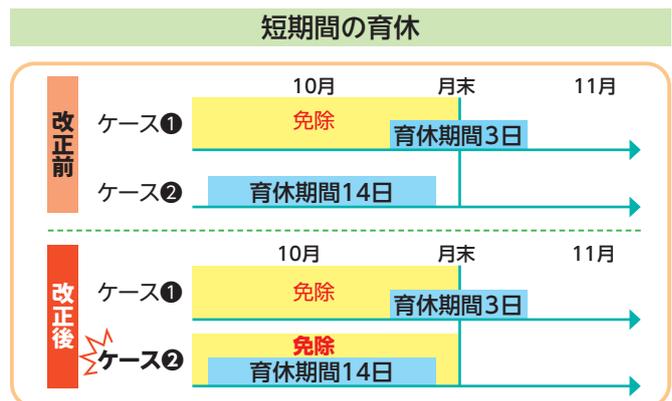
企業の規模		
現在	令和4年10月～	令和6年10月～
従業員数 501人以上の 企業	従業員数 101人以上の 企業	従業員数 51人以上の 企業

従業員数の数え方	
A フルタイムの 従業員数	+
B 週労働時間がフルタイムの 3/4以上の従業員数 <small>※従業員には、パート・アルバイトを 含みます。</small>	

② 育児休業期間中の保険料の免除要件の見直し 施行：令和4年10月1日

育児休業期間中は、被保険者の申し出により、社会保険料の納付が免除となります。現在は、月末時点で育児休業を取得している場合に、当月の保険料が免除される仕組みとなっています。令和4年10月からは、これに加え、月内に通算14日以上育児休業を取得した場合にも、当月の保険料が免除されることとなりました（右図）。

また、賞与から納める社会保険料は、1ヵ月超の育児休業取得者に限り、免除対象とされることとなりました。



③ 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し 施行：令和4年10月1日

令和4年度以降、団塊の世代が75歳に到達し始め、医療費の増大が見込まれることから、現役世代の負担の抑制と国民皆保険の持続を目指して、後期高齢者の窓口負担割合が引き上げられることとなりました。現在、75歳以上が加入する後期高齢者医療で、現役並み所得者（窓口負担割合3割）以外の窓口負担割合は1割ですが、これが、一定以上の所得のある被保険者（課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上*）の負担割合が2割に引き上げられます。ただし、負担増の大きい外来患者に配慮し、3年間は1ヵ月分の負担増を最大3,000円に抑える措置が取られます。

* 単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計320万円以上。



令和3年度 決算のお知らせ

厳しい財政状況ながらも黒字を確保 引き続き皆さまの 健康増進をサポートします

丸紅連合健康保険組合の令和3年度決算が、
去る6月17日に開催された第112回組合会で承認されましたのでお知らせします。

●収入	62億7,805万4千円
●支出	56億4,216万8千円
●経常収支差引額	5億1,149万3千円

当健保組合の令和3年度の決算は、収入62億7、805万4千円に対し、支出56億4、216万8千円となり、経常収支差引額で5億1、149万3千円の黒字となりました。

新型コロナウイルス感染症の発生から2年、感染者数の増減とともに景気も一進一退を繰り返す中、報酬・賞与とも年間平均額では減少したものの、被保険者数の増加により保険料収入は増収となりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症への警戒感から一時的に抑えられていた医療費がその反動から急増し、コロナ禍前を上回る水準にまで伸びたことで、保険給付費は大きく増加しました。一方、高齢者医療への納付金が過去の精算により大幅に減少したことにより経常黒字を確保できました。

健保財政に重くのしかかる高齢者医療への納付金については、前々年度の受診控えの影響から一時的に令和

4年度の負担額は抑えられていますが、これから令和7年にかけて、団塊の世代がすべて後期高齢者医療に移行することから、現役世代が負担する納付金はますます増加する見通しです。

足元では、新型コロナウイルスの変異株の発生や、ロシアによるウクライナへの侵攻など、先行き不透明な状況が続いています。そのような中でも当健保組合は、これまでと同様に、データヘルス計画に沿った効果的・効率的な保健事業の実施を通して、皆さまの健康増進・疾病予防に取り組んでまいります。

皆さまにおかれましても、引き続き感染症予防対策に努めていただくと同時に、健診や保健指導などを積極的に活用して、健康管理に注力いただき、また、ジエネリック医薬品の活用など、限りある医療資源の有効活用により、医療費の削減にご協力いただきますようお願いいたします。



令和3年度 収入支出決算概要

健康保険分
(千円)

収入	
保険料	6,046,265
国庫負担金収入	1,585
調整保険料	85,861
国庫補助金収入	15,640
財政調整事業交付金	107,995
雑収入	20,708
合計	6,278,054
経常収入合計	6,067,613

支出	
事務費	76,906
保険給付費	2,830,891
納付金	2,415,526
保健事業費	225,738
財政調整事業拠出金	85,710
その他	7,397
合計	5,642,168
経常支出合計	5,556,120

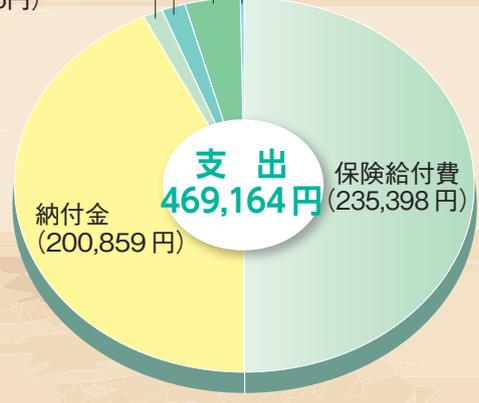
決算残金	635,886千円
経常収支差引額	511,493千円

被保険者1人当たりで見ると

国庫補助金収入(1,301円)
調整保険料(7,140円)
雑収入(1,722円)
財政調整事業交付金(8,980円)
国庫負担金(132円)



保健事業費(18,771円)
事務費(6,395円)
財政調整事業拠出金(7,127円)
その他(615円)



介護保険分 (千円)

収入	
保険料	660,452
雑収入	2
合計	660,454

支出	
介護納付金	631,001
還付金	92
合計	631,093

決算残金	29,361千円
------	----------

組合現況 令和4年3月末現在

- 被保険者数 11,974人 (男性 6,968人、女性 5,006人)
- 平均年齢 40.22歳 (男性 42.05歳、女性 37.66歳)
- 平均標準報酬月額 368,543円 (男性 421,383円、女性 290,995円)
- 健康保険料率(調整保険料率含む) 1,000分の93
- 介護保険料率 1,000分の17

家庭常備薬の斡旋のご案内

今回より、簡単・便利な
WEB申込みが
 可能になりました!

皆さまの
 ご要望に
 お応え!



NEW!

WEB
 申込み

クレジット
 カード対応

右記の二次元バーコードから
 ID・パスワードでログイン!



ログインID ▶ kusuri
 パスワード ▶ 202210



※本誌記載の二次元バーコードからも
 お申込みいただけます。

切手不要

郵送
 申込み

申込書記載の
 宛名ラベルを
 ご活用ください!

※恐れ入りますが、
 お客様にて市販の定型封筒
 をご用意ください。

NEW!

FAX
 申込み

フリーダイヤル!
 ▼ FAX
 0120-61-8891

※申込書送信の際は、
 表裏にご注意ください。



詳しくは
 『家庭常備薬等の斡旋申込書』
 をご覧ください。

▼ 申込方法等に関するお問い合わせ先
白石薬品株式会社
 受付時間：平日(月～金曜)の午前9時から午後5時まで
 ▶ お申込み、お届け内容の確認、返品・交換などに関すること
 大阪営業部 TEL 072-961-7471
 ▶ お薬等掲載商品に関すること
 本社薬店 TEL 072-645-4666

補助金申請手続きが**不要**です!

インフルエンザ予防接種費用補助事業(利用券方式)のご案内

当組合では、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会(以下「東振協」という)に「インフルエンザ予防接種事業」を委託し、費用補助を実施しています。

インフルエンザの流行前にワクチン接種することで、発症や重症化の予防が期待できます。この機会にぜひ、予防接種を受けることをお奨めいたします。



実施場所・予防接種費用の確認、利用券の発行は、東振協のホームページで行えます。

<https://www.toshinkyō.or.jp/influenza.html>

下記、丸紅連合健康保険組合のホームページからもアクセスできます。

<https://www.marubenirengo-kenpo.jp/>

丸紅連合健保

検索



実施方法	《院内予防接種》 《集合予防接種》 《出張予防接種》	利用者が医療機関の施設内で受診 利用者が公的施設(ホテル等の会場)で受診 事業所に医療スタッフを派遣し受診
申込期間	《院内・出張予防接種》 《集合予防接種》	令和5年1月31日まで 令和4年12月まで(※実施会場により異なります)
実施期間	《院内・出張予防接種》 《集合予防接種》	令和4年10月1日～令和5年1月31日 令和4年11月～12月
実施場所	東振協が契約している医療機関及び実施会場	
予防接種費用	実施機関が設定している予防接種料金(上限3,960円)から、組合補助額(3,000円)を差し引いた額	
対象者	被保険者及び被扶養者(接種は年齢を問わず年度内1人1回を限度) ※重複(年度内に2回以上)した補助利用や無資格利用があった場合には、後日、東振協の事務手数料を含む組合補助額を請求させていただきます。2回接種を推奨されている方でも補助は1回分のみです。	
利用方法	①医療機関選択 ②電話等で接種日の予約(※事前に必ず予約申込を行ってください) ③利用券の発行 ④当日：保険証及び利用券を提示	
利用券発行	東振協申込ページより印刷してください(令和5年1月31日まで)。	
注意事項	※補助金申請方式との併用はできません。 ※予防接種にあたり、不安がある場合は、事前に医師へご相談ください。 ※当組合では、予防接種先の医療機関のご案内や紹介等はいりません。	

従来からの補助金申請方式による方法も可能です。

ホームページの閲覧ができない場合などは、従来どおり補助金の申請を行ってください。

丸紅連合健康保険組合に加入する被保険者(社員)の皆さま

スマホで卒煙チャレンジ

「タバコ」は新型コロナ肺炎重症化の大きなリスクです。

2ヶ月間の「オンライン禁煙プログラム」で禁煙に挑戦 !!

募集人数

先着50名

申込期限

2022年11月25日まで

参加費用

~~57,000円~~ (税別) **0円** <http://bit.ly/2LLwrqG>
健保組合が全額負担

申込はコチラから



※昨年度(2021年度)のプログラム参加者は、**申し込むことはできません(対象外)**。
※プログラムを自己都合により中断された場合は、**10,000円(税込)の自己負担**が発生いたします。

「オンライン禁煙プログラム」のメリット

直接医療機関へ通院することなく、PC*やスマホ・タブレットのビデオ通話機能を利用して医師のオンライン診療を受けることが可能です。* Webカメラとマイクが必要です



外来の
待ち時間を解消



メリット1

かんたんWeb予約で
待ち時間を最小限に



通院の
手間を解消



メリット2

スキマ時間を活用して
オンライン診療



薬を受け取る
手間を解消



メリット3

利用者の指定場所に
禁煙薬を配送

申込
に関する
問合せ

株式会社リンクージ
サポートデスク



TEL : 0120-33-8916
メール : sd@linkage-inc.co.jp

事業
に関する
問合せ

丸紅連合健康保険組合

担当 : 保健事業担当者
TEL : 06-6347-3550

ドクターがズバリ答える!

突然、腕が上がらなくなる

四十肩・五十肩ってなに？

一度発症すると1〜2年痛みが続く

ある日突然、肩に痛みを感じ、治まるどころかひどくなって動かすのもつらい……。それはもしかしたら五十肩の症状かも。これまで多くの症例を見てきた聖路加国際病院整形外科医長の田崎篤先生に、五十肩の仕組みや症状、治療法を聞いた。

「五十肩は、50歳前後に多く発症することから付いた通称で、四十肩も同様。正式には凍結肩または肩関節周囲炎といいます」と田崎先生。

最初のうちはちょっとした肩の痛みや違和感だったものが、徐々に強まって肩が動かさづらくなり、そのうち腕を上げたり、着替えをしたりするのも困難になるなど、日常生活に支障を来たしてしまふ。このような状態が長引き、1〜2年続くことがほとんど。しかし、この間にきちんと対処すれば、日常的な動作に困らない状態にまで回復するぞつ。

似た病気との区別が重要な正しい診断と治療を受ける

五十肩は症状が長く続くことから、つらく苦しい思いをする人が少なくない。しかし、詳しい原因や発症のきっかけは分かっておらず、予防することが難しいという。「治療は内服薬や外用薬、注射などで痛みを抑えることが主ですが、症状が強ければ、治療の効果を実感できないことも」と田崎先生は話す。

また、症状の似た病気との区別も重要だ。「腱板断裂や石灰性腱炎など、五十肩に似た症状を生じさせる病気もあります。自己判断で五十肩だと思い込み、誤った対処をすると悪化する可能性も。五十肩らしき症状があったら、まずは整形外科専門医の診断を仰ぐことが大切です。その結果、五十肩と診断されたら、改善までには時間がかかることを念頭に、痛みを緩和させつつじっくり治療していきましょう」(田崎先生)。



五十肩の主な症状と経過

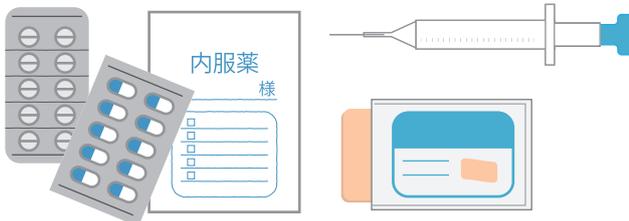
それぞれの時期が3〜6カ月続き、発症から回復までに1〜2年かかる

疼痛期	拘縮期	寛解期
<ul style="list-style-type: none"> ●ちょっとした外傷や、日常の無理な動作が発症の誘引になり、痛みや違和感が現れる ●発症から1ヵ月くらいたつと、運動時や痛む側を下にして寝たときなどに、強い痛みを感じるようになる 	<ul style="list-style-type: none"> ●腕が目の高さまで上がらなくなる、肩が動かさず着替えが困難になるといった症状が出る ●痛みは多少緩和しても、肩関節は縮こまって硬くなった状態(拘縮)になり、動かさづらいつづらく続く 	<ul style="list-style-type: none"> ●痛みや拘縮が緩和して、徐々に腕や肩が動くようになり、日常生活への支障もほぼなくなる ●ただし、痛みのない方の肩と比較すると、動きが硬く、動かし方によっては痛みが残るケースが多い

この時期に無理して動かした結果、痛みが悪化して回復が遅くなるケースも！自己流のストレッチやマッサージに注意。

五十肩の主な治療法

- 痛み止めの内服薬や湿布
- ステロイド注射
- それでも治らない場合は手術



監修 / 田崎 篤

聖路加国際病院整形外科医長、リハビリセンター副センター長。肩関節、膝関節、スポーツ障害のスペシャリストとして研究、診療に従事。

にっぽん ウォーキング旅



鳥取県
鳥取市



悠久の大地で 刹那の自然美に出会う

中国山地から流れ出た千代川と風が運ぶ砂が、

十万年以上の年月をかけて積み上げられてきたのが鳥取砂丘だ。

風の強さや向きによって刻々と変化する

砂丘のダイナミックな景色や、

その周辺の見どころを楽しみながらウォーキングができる。



季節によってさまざまな景色が見られる鳥取砂丘。中でも、涼しい風が吹く秋は、砂上にできるしま模様「風紋」が見られるチャンスが多い。足跡のないきれいな状態の風紋を見たいなら、早朝がお勧め。日中は日陰がなく、日差しや照り返しも強いので、日焼け対策とサングラスも忘れずに。なお、砂丘内には自動販売機やトイレはないので、要注意だ。

コインロッカーに荷物を預け身軽になったら「鳥取砂丘」へ。風が吹くたびに変わる砂の姿は、その瞬間にしか出合えない自然が生み出す刹那の芸術だ。夏ほど砂が熱くならない秋に試してほしいのが、はだしでの散策。サラサラの砂の上を歩く感覚が何とも気持ち良く、非日常感が楽しめる。

砂丘を堪能したら、無料の足洗い場で足に付いた砂を落とし、「鳥

取砂丘砂の美術館」前を通り「多鯰ヶ池」へ。サンドページュの色彩から一転し、水と緑の織り成す景色が、よりいっそうまぶしく映る。

鳥取県の名産品の代表といえば「らっきょう」だが、その花は「砂丘のラベンダー」ともいわれるからなんだ。花の時期には、砂丘の東側の「らっきょう畑」で赤紫色の花のじゅうたんを敷き詰めたような絶景が楽しめる。写真スポットとしても人気だが、くれぐれも、撮影のために畑の中に立ち入り、農作業の邪魔をしないよう注意を。

らっきょう畑を抜けて、日本海を眺めながら県道に並行する遊歩道を歩いたら、コースのゴール「砂丘会館」へ。レストランで、二十世紀梨や鳥取和牛などの鳥取産食材を使ったメニューを味わい、長時間歩いた疲れを癒やそう。



3 多鯨ヶ池

宮ノ下（現鳥取市国府町宮ノ下）の長者に仕えていた「お種」が、白蛇の姿で鳥の柿を取ったという「お種伝説」が伝わる池。



池の北側の大島には、弁天様が祀られており、金運・財運・商売繁盛の御利益があるという。



※イメージ画像



2 鳥取砂丘砂の美術館

鳥取砂丘の砂と水だけを使用して制作された、砂の彫刻「砂像」を展示する世界で唯一の美術館。毎年テーマを変え、世界トップレベルの砂像彫刻家が繊細で迫力ある作品を創り出している。

DATA 時間 9:00～17:00（土曜は～18:00）※入館は閉館30分前まで／開期：7月末ごろ（予定）～2024年1月3日 ※2023年1月10日～3月上旬はメンテナンスのため休館／電話：0857-20-2231



1 鳥取砂丘

日本最大級の海岸砂丘。海岸砂丘として世界的に見ても大きな起伏や、砂丘独特の地形、植物群は学術的にも貴重な場所である。一部は山陰海岸国立公園の特別保護地区に指定され、国の天然記念物にも指定されている。



らくだ乗り体験やサンドボード、パラグライダーなどアクティビティも豊富。

1

4 らっきょう畑

砂丘の東側（福部砂丘）は、日本有数のらっきょうの生産地で、約120ヘクタールの広大な畑が広がる。10月下旬～11月上旬には、赤紫色の花が咲きほこる美しい光景が広がる。



5 砂丘会館

鳥取砂丘の近くに位置する大型ドライブイン。らっきょうや二十世紀梨をはじめとした鳥取の名産品を取りそろえた売店と、郷土色豊かな料理を味わえる大食堂を備える。

DATA 時間 9:00～17:00（レストランは11:00～14:00）／電話：0857-22-6835



砂丘をイメージした人気のスイーツ「砂丘サンデー」。

※営業時間などデータは変更される場合があります。

17 ※新型コロナウイルス感染症の状況次第では、営業時間の短縮や変更、臨時休業、イベント中止などの場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

被扶養者の資格調査(検認)を実施します

丸紅連合健康保険組合では、厚生労働省の指導に基づき、「被扶養者の資格調査(検認)」を毎年実施しています。

就職や結婚、収入の増加等により、加入資格のない被扶養者がいる場合、本来支払う必要のない医療費や国へ拠出する納付金の増加により、当組合の財政を圧迫することになり、保険料率の引き上げなど他の加入者の負担に繋がることとなります。

この資格調査(検認)は、被扶養者の方が、現在もその条件を満たしているかを確認することにより、加入者間の不公平を是正するとともに、保険料の負担軽減にも繋がる大変重要な調査となりますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

資格調査(検認)の実施概要

【実施時期】

令和4年10月下旬～12月中旬

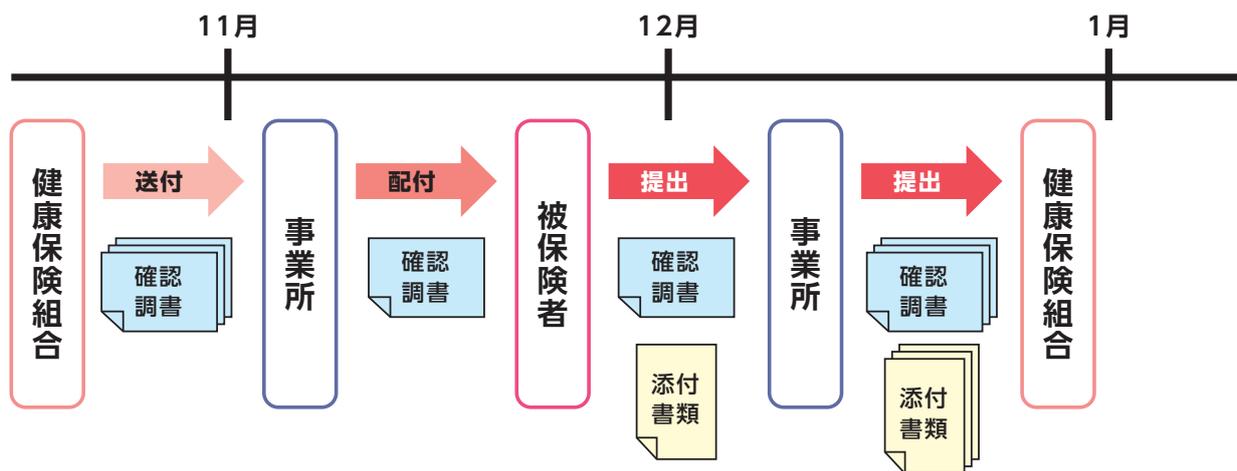
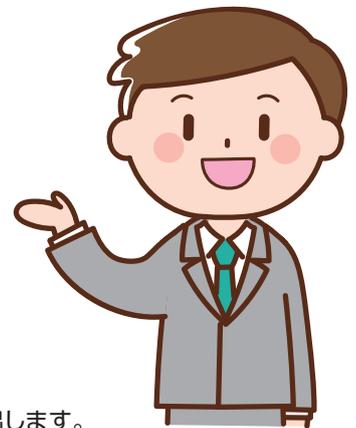
【対象者】

被扶養者(ただし、次の被扶養者を除きます)

- ① 平成16年4月2日以降に生まれた方
- ② 令和4年7月1日以降に被扶養者として認定を受けた方

【資格調査(検認)の流れ】

- ① 送付(健康保険組合)
事業所あてに「被扶養者資格確認調書」(以下「確認調書」という)等を送付します。
- ② 被保険者への配付(事業所)
該当被保険者へ「確認調書」等を配付します。
- ③ 「確認調書」の記入及び必要書類の添付(被保険者)
「確認調書」の記入を行い、必要書類(収入証明等)を添付のうえ、事業所へ提出します。
- ④ 提出(事業所)
被保険者より提出のあった「確認調書」及び添付書類等を確認のうえ、健康保険組合へ提出します。



こんなときは手続きを!

次の場合は、被扶養者に該当しなくなりますので、被扶養者資格の削除及び保険証の返却が必要となります。

- ① 就職などにより、勤務先において被保険者資格を取得されている場合
- ② 結婚などにより、他の被保険者の方の被扶養者になっている場合
- ③ 被扶養者の収入が、基準収入額を超えている場合 (課税収入だけでなく、通勤手当など非課税収入も含まれます)
※ 基準収入額 60歳未満の方 …… 月額 108,334円未満(年収換算130万円未満)
60歳以上・障害者の方 …… 月額 150,000円未満(年収換算180万円未満)
- ④ 上記以外でも、主として被保険者により生計を維持されていない場合(被保険者が生計費の半分以上を担っていない場合)

令和4年4月から

「リフィル処方箋」が導入

医療機関でもらう処方箋に新しい仕組みができました

3回まで繰り返し使える「リフィル処方箋」

「リフィル処方箋」は医師の診察なしに、同じ処方箋を使って調剤薬局で薬を受け取ることができる仕組みです。通常、調剤薬局で薬をもらうには、その都度医療機関で発行された処方箋が必要ですが、症状が安定した患者に対し、通院をしばらく控えても大丈夫と医師が判断した場合に、最大3回まで利用が可能です。

医療機関 診察、リフィル処方箋

調剤薬局 調剤（1回目）

調剤薬局 調剤（2回目）

調剤薬局 調剤（3回目）



POINT

薬をもらうための医療機関の受診回数が減り患者の通院負担を軽減することができます！

リフィル処方箋を利用するとき

1回目

通常の処方箋と同様、交付日を含め4日以内に薬局で調剤してもらいます。

2回目以降

調剤予定日の前後7日以内に同じリフィル処方箋を薬局へ持参し、調剤してもらいます。

方	リフィル可 <input type="checkbox"/> (回)
備	保険医署名 <small>「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。</small>
考	保険薬局が調剤時に疾患を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ送付照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供
	調剤実施回数(調剤回数に応じて、 <input type="checkbox"/> に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載する。 <input type="checkbox"/> 1回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 2回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 3回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 次回調剤予定日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 次回調剤予定日(年 月 日)
	調剤済年月日 <input type="text"/> 公費外用薬番号 <input type="text"/>
保険 及 調剤	薬局で、薬を調剤した日と次回の調剤予定日を記入します。

リフィル処方箋の場合、医師によりレ点と使用可能な回数が記入されています。

利用上の留意点

- 投薬量に限度が定められている医薬品や湿布薬は、対象外です。
- 1回当たりの投薬期間と総投薬期間については、患者の病状などを踏まえて個別に判断されます。
- 薬剤師が、患者の服薬状況等からリフィル処方箋による調剤が不適切と判断した場合、調剤を行わず受診勧奨するとともに、処方医に情報提供が行われます。
- 継続的な薬学的管理指導を受けるため、同じ薬局で調剤してもらうことが推奨されています。
- 次回の調剤予定日に患者が薬局に現れない場合は、薬剤師から電話等で連絡確認が行われます。

※リフィル処方箋は医師が可能と判断した場合に利用できます。詳しくは受診されている医療機関にお尋ねください。

健康保険

窓口での自己負担が高額になったときは？

被保険者自身や被扶養者が大けがを負ったり病気を患ったりした場合、医療費が高額になりがちです。

健康保険では自己負担額に関して、毎月の限度額が決められているため、超えた分が払い戻しを受けられます。



● 毎月の自己負担限度額は標準報酬月額により設定

大きなけがを負ったり、重い病気にかかると、診察費や検査費、手術費、薬剤費などの医療費が高額になり、窓口での自己負担額も大きくなりがちです。

こうした場合の負担を一定程度に抑えるため、毎月（1日～末日）の自己負担額には限度額が定められています。自己負担限度額は、診療月の標準報酬月額に応じて区分が決められており、区分ごとに限度額が設定されます（下表参照）。限度額を超えた分は、後から「高額療養費」として払い戻しを受けます。

払い戻しを受けるには、医療機関での支払いを済ませてから、医療保険の保険者（健康保険組合）に対して申請書を提出する必要があります。

なお、払い戻しを受けるまでには3ヵ月以上かかるため、一時的に医療費を負担しなければなりません。事前に保険者に申請し、「限度額適用認定証」の交付を受けていれば、医療機関での支払いは限度額までになります。

● 定められた要件を満たせば自己負担分は合算OK

被保険者が70歳未満の場合、同じ月に2万1000円以上の自己負担が複数あれば、それらの医療費を合算できます（70歳以上75歳未満であれば、金額にかか

わらず合算可能です。合算した自己負担額が自己負担限度額を超えている場合、超えた額が「合算高額療養費」として払い戻されます。また、被保険者の家族が被扶養者として同じ医療保険に加入していれば、被扶養者の自己負担分も合算できます。

さらに直近12ヵ月のうち、同一世帯で3ヵ月以上自己負担限度額を超え、高額療養費に該当した場合は、4ヵ月目からは「多数該当」として扱われます。これにより自己負担限度額がいつも軽減されるようになります。

オンライン資格確認で
限度額適用認定証は提示不要に



オンライン資格確認システムを導入している医療機関や薬局では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号・番号により、患者本人から情報閲覧の同意を得られれば、自己負担限度額等を確認できます。この場合、「限度額適用認定証」の提示は必要ありません。なお、オンライン資格確認に対応できる医療機関は限られていますので、事前に問い合わせてください。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、登録する必要があります。

70歳未満の人の自己負担限度額

区分 (標準報酬月額)	自己負担限度額	多数該当の場合
83万円以上	252,600円+ (総医療費*-842,000円) ×1%	140,100円
53万円～79万円	167,400円+ (総医療費*-558,000円) ×1%	93,000円
28万円～50万円	80,100円+ (総医療費*-267,000円) ×1%	44,400円
26万円以下	57,600円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円	24,600円

*総医療費＝保険適用される医療費の総額



あなたの心は
大丈夫？

コメ通 コロン ロテ信



質問

20代の部下たちが

何を考えているのかが分かりません。
パワハラやセクハラだと思われそうで、
うまく声が掛けられず困っています。

40代の石原さん（仮名）はマネージャーとしてチームをまとめたのですが、若手社員との間に距離を感じています。本音を聞き出すにはどうしたらよいのでしょうか。

20歳前後も年が離れていれば、仕事に対する価値観や姿勢はかなり違います。「20代の部下たちが何を考えているのかわからない」と感じるのも無理はないのかもしれませんが。

部下たちの考えを引き出すために声を掛けようとしても、パワハラやセクハラだと思われたらそれこそ困ってしまいますよね。

「もっと心を開いてほしい」とのことですが、何のためにそう思われますか？ 仕事上の関係だと割り切っている部下もいると思いますので、まずは仕事

を円滑に進めていくためのコミュニケーションが取れる状態を目標とされてみるとよいかもしれません。

部下たちが何を考えているのかわからない理由としてよくあるのは、「仕事に対する主体性がない」「報告や相談がない」などです。もし、こういった理由があって、部下たちの反応が薄いのであれば、こちらの指示の意図が伝わっていないからかもしれません。

仕事の目的や背景など、全体像を把握していないとやる気が出ない人もいますので、なぜその

仕事をする必要があるのか、全体の中のどの部分のどこを担当してほしいと思っているのかなどを、具体的に指示を出してあげるとよいでしょう。報告や相談なども、必要性を理解していない可能性があるので、どんなときにどういった内容でしてほしいか示してあげるとスムーズです。

また、ご相談者さまが部下から話し掛けやすい雰囲気があるのかどうかもチェックしておきたいですね。忙しさなどからピリピリした空気感を出している、周りは話し掛けづらくなります。ご相談者さまからあいさつをしてにこやかに対応しましょう。「〇〇について、よくやってるね」と頑張りを認めたり、報告や相談があれば「ありがとう」「助かるよ」と一言付け加えたりするだけでも印象はよくなります。

20代の部下たちに近い年代の社員さんがいる場合は、その人たちにヒアリングしてみるのも良いですね。焦らずコツコツと信頼関係を築いていきましょう。



心理カウンセラー 高見 綾

電話、面談によるカウンセリングを行うほか、心理学講師としても活動。大学卒業後、民間企業の経理・財務業務に従事するが、自身の悩みを解決するために心理学を学び始める。人生がうまくいくためには特定の法則があることに気付き、多くの人のサポートを行う。著書に『ゆずらない力』（すばる舎）があるほか、各媒体で活躍中。

公式サイト



10月

手続き・申請についてがよくわかる

健保ホームページ リニューアルOPEN!!

健保ホームページを一新。より見やすく、使いやすくなりました！
具体的な手続き情報と法制度の解説を切り分けることで知りたい
情報を見つけやすくなったほか、健康に関する最新情報が満載の
「みんなの家庭の医学」もご覧いただけます。ぜひご利用ください。

医療費が高額に
なりそうなんだけど？

健診を受けたいけど
どうしたらいいかしら？

手続きに必要な
書類がほしい！

インフルエンザ予防接種の
補助を受けたい！

そんなときは

健保ホームページにアクセスしてみましょう

<https://www.marubenirengo-kenpo.jp/>

丸紅連合健保



スマートフォン版は右のQR
コードを読み取るか、URLを
入力し、アクセスしてください。



ヘルスケアプラットフォーム



みんなの
家庭の医学

って何？

団体コード:06273064

「みんなの家庭の医学」は健康課題の解決に役立つプラットフォームです。医師監修の「家庭の医学+」、医療専門職がお答えする「みんなのお悩みQ&A」などを通じて、日々のWell-beingをサポートします。コンテンツの閲覧には会員登録および所属健保の登録が必要です。

アプリでも
「みんなの家庭の医学」



WEB版の機能に加え
アプリならではのサービスを搭載

デイリー
アドバイス

体重・
歩数管理



日本一周
歩数ゲーム

家族連携
機能

ダウンロードはこちらから！



丸紅連合健康保険組合

先着100名様
(費用負担なし)

自宅で手軽にできる

『歯周病リスク検査』のご案内

自分は大丈夫と思っていませんか？

- 忙しくて歯科検診を受けることができない方！
- 自覚症状がない方！
- 今の歯の健康状態を調べてみませんか？



歯周病が影響すると考えられる全身の病気

- 歯周病は、単に歯がグラグラするといった口の中だけの病気ではありません。
- 歯周病は、次のような重篤な病気を引き起こす危険因子とされています。

糖尿病

動脈硬化

認知症

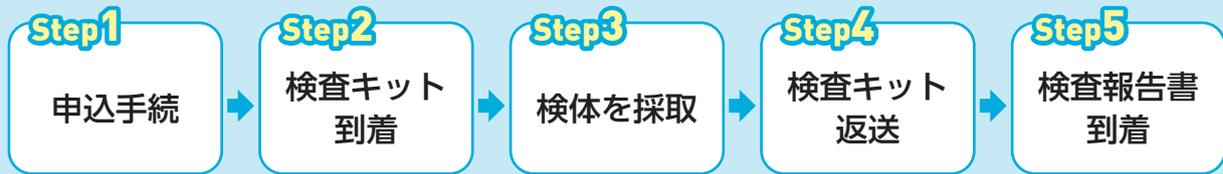
誤嚥性肺炎

低体重児出産

歯周病リスク検査とは

- 歯肉溝(歯周ポケット)中の炎症成分と血液成分を検査して歯周疾患のリスクを調べます。

検査の流れ



※ 本検査は「株式会社保健科学西日本」が実施します。

※ すべての歯がない場合は、歯肉溝がありませんので申込できません。(検査対象外)

募集概要・申込方法について

- **定員** 先着100名様(定員になり次第締め切りとなります)
- **対象者** 丸紅連合健康保険組合の被保険者及び被扶養者
- **申込締切** 令和4年11月30日(水)
- **申込方法** 右記QRコードよりお申込みください。
- **特典** 検査を受けられた方にはもれなく、歯ブラシと歯間ブラシを差し上げます。

お申込みは
こちらから!



お問い合わせ先

キンキ商事株式会社 大阪市城東区関目4-3-25

TEL: 06-6931-2780 [9:00~17:00(土日祝日を除く)]

キンキ商事株式会社はプライバシーマークを認証取得しております。申込の際の個人情報は、本事業の遂行目的以外には一切使用いたしません。

